



四條畷市消費生活センター

場所：市役所東別館 1階

月・火・水・金 10時～16時（祝日除）

072-877-2121（代表）

0743-71-0330（代表）

自宅工事の次々契約に注意！！

事例

相談者：Sさん 70代 男性 無職

以前、シロアリ防除をしてもらった業者と似た名前の業者から、「しばらくシロアリ対策をしていないようですね。点検は無料なので今度うかがいます」という電話がかかってきた。点検でシロアリの被害を指摘され、シロアリ駆除をしてもらうことになった。（契約1）

次の日、業者から床下に湿気が多いと言われ、換気扇の設置と防湿剤の散布を勧められ契約した。（契約2）

翌日から工事が始まり、耐震に問題があると言われて天井に金具を取り付ける耐震工事を契約した。（契約3）

気が付くと100万円を超える高額な契約になっており、支払えないと言ったが、業者は「解約には応じられない、支払方法は相談に乗る」と強硬な態度である。書面は簡単な見積書をもらっただけである。

解説

Sさんは、全部でシロアリ駆除、床下換気扇、防湿剤、耐震工事の契約をしていました。最初に電話で頼んだのは無料点検だけですので、これらの契約は訪問販売にあたります。訪問販売の場合は、法律で定められた契約書面を受け取った日を入れて**8日間**は**クーリング・オフ**ができます。Sさんは業者にすぐに**ハガキでクーリング・オフの通知**を特定記録郵便で出し、無条件で解約することができました。

Sさんが確認したところこの業者は前の施工業者とは無関係でした。また、見積もり書は簡単な床下工事一式、耐震工事一式等となっており、使う部材のメーカー名、数量及び単価については何も書かれていませんでした。

訪問販売で**不急、不要な契約**を次々契約させる業者が、様々な手口で、特に高齢者を狙って近づいてきます。慌てて契約をせず、他の業者から「**相見積もり**」を取ることや、**家族に相談**するようにしましょう。

おかしいと思ったらすぐに消費生活センターへ相談しましょう！